

平成 26 年 8 月 7 日

神奈川県知事 黒岩祐治 様

公益社団法人神奈川県聴覚障害者協会
理事長 渡 邊 千 城
神奈川県手話通訳者協会
会 長 櫻 井 いづみ

神奈川県の聴覚障害者福祉施策の充実について（要望）

1. 神奈川県手話言語条例の早期制定を要望します。

去る 5 月 19 日に神奈川県手話言語条例制定を求める陳情書を 54,555 筆の署名と一緒に提出しました。そして、7 月 3 日に厚生常任委員会が行われ、その結果、継続審議となりました。条例の制定について慎重に進めることが必要であることは承知しておりますが、この条例は私たち手話を言語として生活しているろう児・者が日常的に受けている差別を解消するために絶対必要なものであると考えます。県内のろう児・者がいつでもどこでも手話を用いて何一つ不便を感じることなく生活し、健聴者と同等に社会に参加できるようにするために、一日も早く制定することを求めます。また、制定にあたっては、当事者である私たちろう者の意見が十分に反映されるように、検討委員会への委員としての参加などの制定過程への参画を求めます。

2. 聴覚障害者対象のグループホームの制度の創設を要望します。

県全体の高齢化とともに、高齢聴覚障害者の数も年を追って増えています。聴覚障害者も、健常者と同じように高齢になるにつれ、生活機能、認知機能の低下が進み、日常生活において介護が必要となってきます。しかし、聴覚障害者はコミュニケーションに障害があるため、手話でのコミュニケーションが十分可能であり、かつ聴覚障害の特性を十分知っている介護者でないと、本当に本人にとって必要な支援ができません。また、健常者の高齢者の施設に入所しても、周囲とのコミュニケーションが難しく、孤立してしまい、精神的にはもちろん、身体的にも悪影響を与え、生活機能、認知機能の低下が急速に進んでしまう例が多いです。

聴覚障害にあわせて知的障害などのほかの障害を持つ重複聴覚障害者についても同じことが言えます。また、聴覚障害だけで他に何ら障害がなくても、本人の生育歴や生育環境により、日常生活に支援が必要な聴覚障害者も少なからずいます。

以上のことから、彼らのように何らかの支援を必要としている聴覚障害者が自由にコミュニケーションをとることができ、本当に必要としている支援を受け、充実した生活を送ることができる施設や介護サービスが必要です。そういった施設やサービスは、東京都、埼玉県、京都府、大阪府、兵庫県などにはありますが、神奈川県にはありません。

現在、神奈川県聴覚障害者協会で試行的にミニディサービス事業や一人暮らしや健聴者の施設に入所している聴覚障害者を定期的に訪問して手話での話し相手になる見守りネットワーク事業を行っています。しかし、これらのサービスを本格的に事業として行うためには、拠点となる施設が必要であり、その施設として聴覚障害者のためのグループホームを是非とも造りたいと考えております。

しかし、介護保険制度にあるグループホームは認知症型であり、認知症を伴わない高齢聴覚障害者は対象となりません。また、障害者総合支援法のグループホームは原則 65 歳未満の方しか入れません。65 歳以前から障害者総合支援法に基づく支援サービスを受けていた方などは 65 歳を超えても引き続き入所できるなどの特例がありますが、ほとん

どの聴覚障害者は65歳を超えて初めて支援が必要になる方が多いため、特例を活用できる例はほとんどいません。

これらの問題を解決するために、神奈川県独自の制度として聴覚障害者グループホームの制度を設け、これの建設及び運営に対する補助を実施することを要望します。

3. 手話通訳の報酬単価増額を要望します。

現在委託事業の派遣報酬4時間未満3,600円は、平成4年に改正され、それ以降見直しがなされていません。(昭和55年3,200円、昭和56年3,400円)平成19年、交通費が一部支給から全額支給に改定されましたが、これも交通費という費目で別途予算措置されているのではなく、委託費(指定管理費)全体の中でやり繰りしていただいている状況と聞いています。

しかも、最近では市町村が独自の予算措置を講じ、県の3,600円を上回る報酬を設定している所もあれば、県の報酬額に満たないところもあります。

以上のような県と市町村の格差を解消し、通訳業務の技術及び知識に見合った報酬を確立させるために、県が市町村のモデルとなり、専門的及び先駆的役割を果たしていただく必要があると考えます。その手始めとして、通訳業務の技術及び知識に比して低いままに抑えられている通訳の報酬単価の増額を要望します。

4. 手話通訳者養成の充実ための予算措置を要望します。

現在、聴覚障害者の情報保障については、神奈川県認定手話通訳者が担っていますが、今後、聴覚障害者の社会参加、職域拡大の推進をさらに迅速に進めるためには、司法、医療はもちろん、高等教育、企業研修などの場面において通訳が可能な、高度な技術と知識を持った専門的な手話通訳者の養成が必需です。また、一般の聴覚障害者の様々なニーズにこたえるためには、現在の手話通訳者数ではとても足りず、さらにその数を増やす必要があります。

これらの問題に対応するためには、手話通訳者の養成事業の充実と、専門的な手話通訳者の養成事業の実施が必要ですので、そのための予算措置を要望します。

5. 手話通訳者養成のための講師養成の予算措置を要望します。

4.でも述べたように、今後手話通訳者の養成事業の充実と、専門的な手話通訳者の養成事業の実施が必要ですが、この養成を担うことができる講師の数も不足しています。現在、講師の養成は神奈川県聴覚障害者協会と神奈川県手話通訳者協会が協力して実施しておりますが、予算の限界もあり、十分な養成ができない状況です。

具体的には、現在、手話奉仕員、手話通訳者養成講座は、全国手話研修センター及び全日本ろうあ連盟などを中心としたカリキュラム検討委員会により定められたカリキュラムに沿って全国手話研修センターが発行しているテキストを使用して行われておりますが、全国手話研修センターでこのカリキュラム、テキストに沿った指導方法を学ぶ手話奉仕員、手話通訳者養成講師養成講座を毎年実施(1泊2日間×8回コース)しており、全国各地の講師がそこで指導方法を学んでいます。この講座に参加するためには以下の費用がかかり、なかなか参加できないのが現状です。

受講料 24,000円
交通費 12,420円

(新横浜駅より嗟峨野駅まで乗車券&特急券) × 8回 99,360円
宿泊費 1泊2日平均7,500円 × 8回 60,000円
合計 183,360円

このままでは専門的な手話通訳者はおろか、一般の手話通訳者の養成も難しい状況になります。

以上の問題を解決するために、手話通訳者、特に専門的な手話通訳者の養成のための講師養成のための予算措置を要望します。

6. 手話通訳者の頸肩腕健診を予算化し、受診の義務化を要望します。

神奈川県聴覚障害者福祉センター登録手話通訳者に関しては、平成14年から頸肩腕健診が実施されています。同センターから登録通訳者への働きかけや、センターと通訳者協会との連携により、周知徹底されるようになっていました。また、通訳者協会と神奈川県聴覚障害者協会が合同委員会を設け、10年間毎年1回開催してきた健康問題学習会を通じて健康管理への意識が高まり、受診率は上がっています。しかし受診義務はなく、予算も頸肩腕検診事業としての予算はなく、センター事業予算総枠の中で捻出しているのが現状です。

横浜市は医師の直接検診が必要と判断された場合は、派遣扱いで検診を受けることが義務化されています。川崎市は、自己管理の意識付けを目的に、4月末に健診を実施、5月末の結果通知を待って、数値の読み方などを含めた学習会受講後から活動を開始するということが徹底されていると聞いています。

通訳者の健康管理のためには健診を義務化していくことが大切です。そのためには頸肩腕健診の予算的裏付けが必要です。通訳者の意識を高めるためにも予算を伴う一つの事業として頸肩腕健診を位置付けていただくことを要望します。

7. 手話通訳者のインフルエンザ等感染症予防接種の予算措置を要望します。

市町村派遣件数のトップは医療関係です。現状県は団体派遣を主に実施していますが、通訳者不足の市町村への通訳者紹介など、少なからず市町村派遣との関係を持っています。県には広域的立場で市町村を支えるという役割があります。まず県として手話通訳者等のインフルエンザ等感染症予防接種を予算化し、ゆくゆくは市町村独自に予算措置がなされるようにしていただくことを要望します。

8. 神奈川県聴覚障害者福祉センターを、県内の聴覚障害者の防災・災害支援拠点とするために必要な諸機能及び市町村との連携体制の整備を要望します。

現在、防災計画や災害時要支援者の支援などの体制は、市町村を中心に進められています。しかし、東日本大震災でわかったように、実際には市町村単独での障害者の被災者への支援は不可能な状況であり、そのほとんどを民間の当事者団体の支援に頼らざるを得ませんでした。特に、情報が伝わらない、避難所でのコミュニケーションが困難である聴覚障害者に対しては、全日本ろうあ連盟を中心とした東日本大震災聴覚障害者救援中央本部及び岩手、宮城、福島各県の聴覚障害者救援本部の支援活動が大きな効果を上げました。その中で岩手県は聴覚障害者情報提供施設が岩手県の救援本部の拠点となり、東日本大震災聴覚障害者救援中央本部と連携して支援活動を進めることができ、

他2県に比してスムーズに支援できたとの報告があります。以上のことからわかるように、災害時の聴覚障害者被災者の支援の拠点となるのは聴覚障害者情報提供施設です。

神奈川県でもいつ起きるかわからない災害に備えて、聴覚障害者情報提供施設である神奈川県聴覚障害者福祉センターに、聴覚障害者へ情報提供や被災聴覚障害者の支援の拠点としての機能を持たせるとともに、県域の聴覚障害者被災者の救援本部体制を確立させるために、神奈川県聴覚障害者福祉センターを中心に、聴覚障害者団体や関係団体と共に聴覚障害者災害対策本部を設けて検討を進めています。この救援本部に県行政もかかわっていただくとともに、必要な諸設備及び市町村との連携体制の整備を早急に進めることを要望します。

9. 県立学校教職員で県認定手話通訳者の資格を保有するものが手話通訳の派遣を受けることができるようにすることを要望します。

現在、県立学校教職員は県認定手話通訳試験に合格し、県認定手話通訳者としての資格を取得しても手話通訳の派遣を受けることが認められていません。理由は公務員の兼業禁止に該当するからということです。しかし、手話通訳業務は営利活動ではなく、聴覚障害者の権利を守るために必要不可欠な仕事です。それを県立学校教職員であるからといって一律に兼業禁止の対象にすることは到底納得できません。また、県の予算で養成した手話通訳者に対し、県立学校教職員だからという理由で手話通訳活動を認めないことは、県の予算の有効活用の面から考えても疑問を抱かざるを得ません。県立学校教職員で県認定手話通訳者の資格を保有するものが手話通訳の派遣を受けることができるようにすることを要望します。

10. 県内の公共施設の情報バリアフリー化を促進させるとともに、県ホームページに掲載している広報及び啓発の動画への字幕及び手話の付与と、県広報紙掲載記事の連絡先等へのFAX、メールの明記を要望します。

県では、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」を制定していますが、その内容のほとんどが移動の円滑化に関するものであり、聴覚障害者にとって大きなバリアである情報のバリアの解消方策についてはほとんど触れていません。この「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に情報のバリアの解消に関する条項を加えるとともに、県自身が率先して公共施設の情報バリアフリー化を推進することを要望します。

また、県のホームページでは県の広報や啓発に関する動画が掲載されていますが、字幕や手話が無く、聴覚障害者は見ても内容がわかりません。さらに、県の広報紙には様々なお知らせ、募集などが掲載されていますが、問合せ及び連絡先にFAX番号が記載されていないため、聴覚障害者は問い合わせや連絡をしようと思ってもできなくて困ります。このようなバリアを解消するために、県ホームページに掲載している広報及び啓発の動画への字幕及び手話の付与と、県広報紙掲載記事の連絡先等へのFAX、メールの明記を要望します。

11. 県内の聴覚障害者の情報保障制度等の地域格差をなくすために、市町村の制度の格差是正のための調整を行うことを要望します。

県内市町村の聴覚障害者福祉制度、特に手話通訳者等派遣制度の内容は市町村によってまちまちであり、受けられるサービスに格差が生じています。手話通訳者等派遣制度

は、聴覚障害者の情報・コミュニケーションの権利を保障する重要な制度であり、居住地によって受けられる権利の保障に格差があってはならないはずです。

また、障害者総合支援法の平成25年4月施行に伴い、厚生労働省から出された通達「地域生活支援事業における意思疎通支援を行う者の派遣等について」においても「市町村派遣事業に係る市町村（都道府県）相互間の連絡調整等広域的な対応を行う業務」が都道府県の業務として明記されていることから、県内すべての市町村において均一かつ十分な聴覚障害者の権利保障制度が実施されるよう県主導での制度及び体制の整備並びに調整を行うことを要望します。

12. 神奈川県聴覚障害者福祉センターの指定管理者は、聴覚障害者当事者主体の法人であることを条件とすることを要望します。

身体障害者福祉法第34条に定める聴覚障害者情報提供施設として、神奈川県聴覚障害者福祉センターがあり、その事業には、字幕・手話入りビデオの制作や貸し出し、手話通訳者養成、聴覚障害者相談などがありますが、これらの事業は聴覚障害者のニーズにこたえられるものであることが必要です。聴覚障害者のニーズを一番よく知っているのは他ならぬ聴覚障害者当事者です。したがって、神奈川県聴覚障害者福祉センターの運営は聴覚障害者当事者が主体となっている法人により行われるべきです。

地方自治法第二百四十四条の二第3項には、「普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。」

と定めてありますので、聴覚障害者当事者が主体となっている法人を条件として指定することも可能であるはずです。

障害者基本法でも、障害者に関するあらゆる施策には障害者当事者の参画が必要であるという基本方針を打ち出しています。

以上のことから、神奈川県聴覚障害者福祉センターの指定管理者は、聴覚障害者当事者主体の法人であることを条件とすることを要望します。

13. 県内の大規模病院に対し、手話通訳者を設置するよう指導することを要望します。

現在、聴覚障害者が病院で診察を受ける際には、事前に居住市町村に手話通訳派遣を申請して、派遣された手話通訳者に通訳してもらい、診察を受けています。しかし、事前に手話通訳派遣の申請をすることは聴覚障害者にとっては手間がかかることであり、病院に行く日をあらかじめ決めてから申請する必要があります。健聴者が通訳派遣申請などの手間がいらず、また思いついた時にすぐ病院に行くことができるのに比べると、不公平さを感じさせずにはられません。

また、聴覚障害者が病院に行くのは自分だけでなく、親族の診断に付き添う場合もあります。親族が急に診断を受ける必要が生じたような場合、手話通訳の申請が間に合わないことも時折あります。

以上の問題を解消するためには、すべての病院に手話通訳者を設置することが必要と考えられます。しかし、病院の規模にも違いがあり、一律に設置することは難しいと考えられますので、まずは大規模病院に手話通訳者を設置するよう県から病院に対して指

導することを求めます。

14. 神奈川県警運転免許試験場への手話通訳設置を要望します。

運転免許更新の手続きのほとんどは神奈川県警察運転免許試験場で行われていますが、試験場には常駐の手話通訳者がいません。そのため、聴覚障害者特にろう者は運転免許更新の手続きを行う際に筆談で対応させられることが多いのが現状です。しかし、これは手話を言語として生活しているろう者にとっては困難なことであり、苦痛を強いられるものです。ろう者が自分の言語である手話で手続きを行うことができるようにするために、神奈川県警察運転免許試験場への手話通訳者の常時配置を求めます。

以 上